



新型コロナウイルス関連対策 特集号

町民の皆様へ

新型コロナウイルスに関連する町のこれまでの対応と今後の方針について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスに感染して亡くなられた皆様へお悔やみ申し上げますとともに、治療中の方々の一日も早いご回復をお祈り致します。また、最前線で治療にあたられている医療従事者をはじめ生活インフラの支えとなる福祉施設や子ども園等に働く人々に心から感謝を申し上げます。

さて、町では、県内で新型コロナウイルス感染者が初めて確認された2月14日を機に、これまで10回の対策本部会議を実施し感染対策や町民・事業者支援について検討や対策を進めてまいりました。その間、金武町議会議員の皆様からの要請と金武町商工会からの要請を受けて、貴重な提言をいただき、町の対策に反映することと致しております。

町独自の支援策第一弾と致しまして、家庭用・営業用の上下水道料金の基本料金・超過料金の3カ月の免除、町内事業者の皆様の支援策として、経営相談体制強化のための社会保険労務士、税理士、中小企業診断士等の配置、飲食店等への緊急支援金、放課後児童健全育成事業の利用自粛に伴う減収補てんのための補助金、当該ウイルスの影響を受けた休業者や失業者の方々の短期雇用を行うこととしております。また、対策を一体的に担う「金武町新型コロナウイルス関連対策室」を設置しました。

当該対策に係る一般会計補正予算第1号の12億8,859万3千円を、5月12日の令和2年第4回金武町議会(5月)臨時会において、議決をしていただきました。対策室を中心に、当該予算の効率的、効果的な執行を行い、町民、事業者の生活・経済支援を進めてまいります。

今後も、町の支援策第二弾以降も、大学生や町民・事業者等への支援策等を早急に届けられるよう取り組んでまいります。

行政、町民、事業者が一体となり、この難局を乗り越えていきましょう。

令和二年五月

金武町長 仲間 一

金武町コロナウイルス緊急支援金

金武町では、新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響を受けた事業者のうち、町内で営業する宿泊業・飲食店等を対象に、緊急支援金を給付します。

■対 象

- ①令和2年4月1日時点において金武町内で宿泊業・飲食店等を経営する事業者で、申請日時点においても営業を継続又は新型コロナウイルスの影響により休業中の事業者。
- ②宿泊業を経営する方は、旅館業法第3条第1項の規定による許可を取得している事業者。又は飲食店等を経営する方は、食品衛生法第52条第1項の規定による許可を取得している事業者。
- ③申請事業者の代表者、役員及び従業員等が金武町暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条同項第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、申請事業者の経営に事実上参画していない。

■支 給 額 1事業所あたり一律10万円

■申請・給付

令和2年5月21日～令和2年6月30日(土日・祝日を除く)

- ①申請・給付は密集を避けるため原則として完全予約制となります。
- ②早期に支援金を給付するため、申請と同時に現金給付を行います。
- ③予約は下記問い合わせ先で令和2年5月18日から受付いたします。
- ④ご予約のない場合は、ご来庁いただいても対応できません。必ず事前にお電話でご予約ください。
- ⑤申請・給付の場所については後日お知らせいたします。

■申請場所

金武町役場商工観光課が指定する場所

■必要書類

- ①金武町新型コロナウイルス緊急支援金給付申請書(様式第1号)
- ②本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)
- ③営業許可証の写し
- ④直近の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し
- ⑤印鑑

■様式等配布先

金武町ホームページ、商工観光課、金武町商工会、アクティブパーク管理棟



金武町の支援策

第1弾

町民や
事業者の皆様を
支援します!



- 全ての町民、町内事業者の上下水道料金(5～7月分)を免除
- 町内飲食業者・宿泊業者等に10万円を給付
町内で飲食業、宿泊業を令和2年4月1日時点で営んでいる事業者
※詳細は、次のページをご覧ください。
- 妊婦、高齢者等へのマスクの無料配布
※高齢者、障がい者、妊婦・・・各家庭へ郵送予定
(高齢者のうち75歳以上の独居、高齢世帯は包括支援センター職員が直接訪問し配布予定。)
- 学童利用自粛者の保育料減免(こども園等も同様)
- 商工会と協力し、事業者の補助金申請手続等を支援する相談体制を整備
- プレミアム付き商品券事業の繰上げ実施(6月開始予定)
- 保健所から自宅待機を要請され、家族等の支援が困難な方への食事・生活必需品等買い物支援

・・・第2弾以降も検討中

問 金武町新型コロナウイルス関連対策室 金武町役場 3階 第1会議室
☎ 923-2252

町営住宅の家賃減免及びお支払い方法の相談について

【町民の方向け】

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により収入が著しく減少した等、町営住宅家賃のお支払いについてお困りの方に対して、家賃減免やお支払い方法の相談等を受付いたしますので、住民生活課 生活環境係(団地担当)へお問い合わせください。

■減免対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤めや自営の会社等が経営環境の悪化により事業活動が縮小し休業等を行った結果、収入が減少された方(解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売上の減少等)。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止策による、小学校等の臨時休校等に伴う家族の方の休暇取得より、収入が減少された方。

■減免期間

減免の承認をした日の属する月の翌月からの一定期間

■申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口への来所による受付のほか、郵送による申請を受け付け致します。

※収入が減少したことが確認できるものを提出する必要があります(退職証明書、給与明細等)。

■受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日及びお昼時間を除く)

問 町役場 住民生活課(団地担当) ☎ 968-2460

問 町役場 商工観光課 ☎ 968-3236

町役場で国の支援の申請ができます。【町民の方向け】

国民健康保険・後期高齢者医療制度の取り扱いについて

【町民の方向け】

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、ご相談をお受けいたします。

■利用方法

金武町役場 住民生活課 保険・年金係へお問い合わせ下さい。

■受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、慰霊の日を除きます)

問 町役場 住民生活課 保険・年金係 ☎ 968-2116

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険の傷病手当金

【町民の方向け】

国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われた場合に、仕事ができなかった期間において、傷病手当金を支給します。

■利用方法

金武町役場 住民生活課 保険・年金係へお問い合わせ下さい。

■受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、慰霊の日を除きます)

問 町役場 住民生活課 保険・年金係 ☎ 968-2116

沖縄県の支援(うちなーんちゅ応援プロジェクト)

情報提供

① 感染症防止対策緊急支援事業
売上が減少している飲食業・小売業等へ10万円を給付
沖縄県支援金等相談センター ☎ 851-9990

② 感染症拡大防止協力金(仮称)
休業に協力した事業者への協力金20万円を給付
沖縄県商工労働部産業政策課 ☎ 866-2330

③ 認可外保育施設支援金
認可外保育施設へ10万円を給付
NPO法人沖縄県学童・保育支援センター ☎ 858-8291

この他にも利用可能な支援策があるかもしれません。お困りの際は、**金武町役場 新型コロナウイルス関連対策室(☎923-2252)**にお気軽にご相談下さい。

国の支援

情報提供

一般町民の皆様、事業所にお勤めの方へ

① 特別定額給付金：一人10万円を給付
金武町(対策室) ☎ 923-2252

② 6月の児童手当に1万円を上乗せ支給
金武町(こども支援課) ☎ 968-2223

③ 税金、公共料金の減免・猶予を受けられる場合があります。
金武町(税務課) ☎ 968-2112
金武町(住民生活課) ☎ 968-2116

④ 感染などで仕事を休んでいる場合
傷病手当が支給されます
金武町(住民生活課) ☎ 968-2116

⑦ 緊急小口資金(最大20万円)等
金武町社会福祉協議会 ☎ 968-3310

⑧ 状況に応じて家賃の支給を受けることができます。
沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター(中部) ☎ 923-0881

事業者の皆様へ

⑪ 持続化給付金
売上が半分以下となった中小企業者
中小法人：最大200万円
個人事業主：最大100万円
持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570

⑫ 雇用調整助成金
休業手当(最大8,330円)の80%～100%を支給。
沖縄助成金センター ☎ 868-1606

⑬ 小学校休業等対応助成金
小学校等の休業に伴い保護者に有給休暇を取得させた場合(最大8,330円)、フリーランスの保護者(日額4,100円)の助成が受けられます。
コールセンター ☎ 0120-60-3999

⑯ 沖縄県中小企業セーフティーネット資金
売り上げ減少による資金繰りを支援します。
沖縄県中小企業支援課 ☎ 866-2343
認定：金武町(商工観光課) ☎ 968-3236

⑭ 新型コロナウイルス感染症特別貸付
売り上げ減少による資金繰りを支援
沖縄公庫本店 ☎ 941-1785

⑮ 農林漁業者向け資金繰り
農林漁業セーフティーネット資金の貸し付けを受けられます。
金武町(農林水産課) ☎ 968-2645

⑱ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資(製品や生産設備・プロセス等の改善、小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等、ITツール導入(PC等のレンタル含む)による業務効率化)を行う事業者への補助(最大30～1,000万円、補助率2/3)
ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎ 050-8880-4053
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎ 057-0666-424

町役場で国の支援の申請ができます。【中小事業者向け】

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

対象 中小事業者等(※)

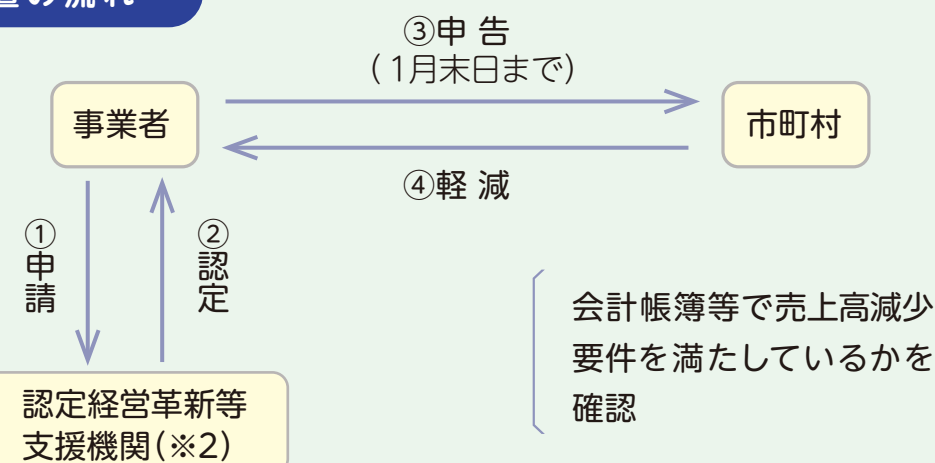
(※)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

要件 ● 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

- 償却資産と事業用家屋(工場等)が対象
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。

軽減措置の流れ



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士・公認会計士等)

問 町役場 税務課

☎ 968-2112

町役場で国の支援の申請ができます。【町民の方向け】

国民年金制度の取り扱いについて

【町民の方向け】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請および学生納付特例申請を受け付けます。

■利用方法

金武町役場 住民生活課 保険・年金係へお問い合わせ下さい。

■受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、慰霊の日を除きます)

問 町役場 住民生活課 保険・年金係

☎ 968-2116

金武町の生産者を応援しよう!!



農林水産物即売会

■場 所 金武町役場駐輪場

■日 時 5月15日(金)、22日(金)、29日(金)
(予定) 13～18時まで

■販 売 水菜・小松菜・からし菜など
※販売品目を随時増やしていく予定です

※農林水産物の在庫等により日時の変更がある場合もあります。



問 町役場 農林水産課

☎ 968-2645

新型コロナウイルス感染対策の継続について

現時点では、有効性が確認されたワクチンや抗ウイルス薬は存在しないことから、医療崩壊を防ぎ、生命を守るためには、今後も一人ひとりの基本的な感染対策が重要となります。感染症にかからない、うつさないためには複数の対策を組み合わせることが大切です。

【人との接触を減らすポイント】

1. 会話はマスクをつけて
2. スーパーは1人または少人数で空いている時間に
3. ジョギングは少人数で
公園はすいた時間、すいた場所を選ぶ
4. 診療は遠隔診療（定期受診は受診間隔を調整）
5. 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
6. 飲食は持ち帰り、宅配も
7. 仕事は在宅勤務
（通勤は医療・物流など社会機能維持のために）
8. ビデオ通話でオンライン帰省



【新型コロナウイルス感染症に関する沖縄県相談窓口】

- **新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）** ☎ 098-866-2129
※一般的な問い合わせに対してはコールセンターで回答いたします。（24時間対応）
内容を確認した上で、詳細な問い合わせ等に関しては、担当課の連絡先をお伝えします。
- **帰国者・接触者相談センター 中部保健所（最寄り保健所）** ☎ 098-938-9701
（8時30分～17時15分）

※流行地域への渡航歴や、感染が明らかな方との接触があり、発熱や咳などの症状がある方

【金武町役場保健福祉課よりお知らせ】

保健所から自宅待機を要請されている濃厚接触者等のうち、家族や親族等から支援を受けることが困難な方で、食事や買い物等で支援が必要な方は、**保健福祉センター**までご相談ください。 ☎ 098-968-5932

※感染者及び濃厚接触者は中部保健所が把握しており、人権等への配慮から公表されておりません。そのため、この支援を受ける方はご本人または同居する家族から、窓口へお電話等で直接お申し込み頂く必要があります。また支援を受ける方の氏名等は個人情報保護の観点から非公開とさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方※は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

問 町役場 税務課

☎ 968-2112

マスク・レインコート・消毒用アルコールの寄付ありがとうございます！



▲株式会社オーダック



▲鈴繁工業



▲金武中学校 22 期生



▲丸仲水道工事社、カンパニーrelax



▲琉彩セレモニー



▲金武酒造



▲株式会社渡南エンジニアリング

株式会社オーダック、鈴繁工業、金武中学校22期生、丸仲水道工事社、カンパニーrelax、琉彩セレモニー、株式会社渡南エンジニアリング、金武酒造が、マスクやレインコート、消毒用アルコールを町長へ手交しました。その他、大城初子さん、新里レイコさん、宜野座苗子さん、各公民館へ持ち込み頂いた皆さま、ありがとうございます。寄贈されたマスクは、学校教育課や保健福祉課を通してマスクが必要とされる妊婦や高齢者、また町内小・中学校や各種福祉関係へ寄贈されます。レインコートは、県立北部病院や北部地区医師会病院で活用されます。



新型コロナウイルスに負けない体づくり

2週間運動をしないと、高齢者では筋肉量が7年間に失われる量に匹敵！？
今回、KIN スポーツ・整形クリニックより、自宅でできる体操を教えて頂いたので、紹介したいと思います。

★スクワット 10回 3セット/日



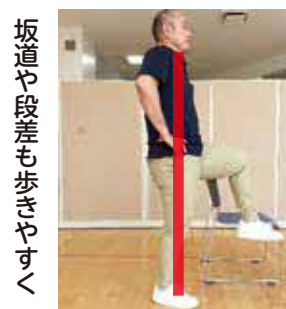
両足を肩幅よりも開く



上体を前に倒しながら、椅子に座るようにお尻を後ろへ。膝が前、内側に入らないように

深くしゃがまなくてOK！
きれいな姿勢で！

★もも上げ 20秒 3セット/日



坂道や段差も歩きやすく
まっすぐの胸を張ったまま、膝を持ち上げましょう



体が後ろに傾いたり腰が反らないようにしましょう

★つま先立ち 20回 3セット/日



安全のため、安定している机やイスを支えにしましょう



かかとを床から浮かして、つま先立ちをしましょう

むくみの解消や美脚づくり！

★両脚ヒップリフト 5秒キープ×10回 2セット/日



仰向けになり、膝を曲げる



お尻を持ち上げ、5秒キープ
※腰を反らないように注意する

★ヒップロール 10回 3セット/日



仰向けになり、両手を横に広げる



両膝をつけたまま横に倒す
※倒す時に肩が浮かないように注意する

下半身（おしり・股関節）やインナーマッスルに効果的です！



問 町役場 保健福祉課 高齢者福祉係

☎ 968-5933

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

【変更】37.5度以上の発熱が削除されました

厚労省は5月8日新型コロナウイルス感染症について相談や受診の目安を変更しました。新しい目安では、**37.5度以上でなくても**、軽い風邪の症状が続く場合には以下に該当する場合には帰国者・接触者相談センターへご相談ください。**受診が必要な場合は、相談センターより専門の医療機関の紹介があります。**

帰国者・接触者相談センターへ相談する目安

比較的軽い風邪症状

(4日以上は必ず)
続いたらすぐに

かつ以下のいずれか

- ▶ 高齢者
- ▶ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患あり
- ▶ 人工透析患者
- ▶ 免疫抑制剤や抗がん剤使用
- ▶ 妊婦

すぐに

相談・受診
の目安

息苦しさ、強いだるさ、
高熱など強い症状の
いずれかあり

すぐに

町民の皆様は、中部保健所に設置されています
帰国者・接触者相談センターにご相談ください
中部保健所 ☎ 098-938-9701



お子様をお持ちの方へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターや、かかりつけ小児医療機関などに電話等でご相談ください。



相談・受診の前にこころがけて頂きたいこと

- ◎ 発熱等の風邪症状がみられるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ◎ 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- ◎ 持病をお持ちの方で、症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずはかかりつけ医等に電話でご相談ください。

★ 日頃から手洗い、咳エチケットの徹底をお願いいたします。



問 町総合保健福祉センター

☎ 968-5932

有線 8-5932

